

新潟市教育委員会 令和元年 11 月 定例会会議録

日 時	令和元年 11 月 21 日(木) 午後 3 時 30 分			
場 所	新潟市役所 白山浦庁舎 5 号棟 3 階 教育会議室 1.			
教育長	前 田 秀 子			
出席委員 (8名)	佐 藤 久 栄		出席委員	小野沢 裕 子
	上 田 晋 三			市 嶋 洋 介
	田 中 賢 一			渡 邊 純 子
	渡 邊 節 子		欠席委員	
	山 倉 茂 美			
会議出席 教育委員会 事務局職員 (20名)	職・氏 名		職・氏 名	
	教 育 次 長	高 居 和 夫	学 校 支 援 課 長	齋 藤 純 一
	教 育 次 長	古 俣 泰 規	生 涯 学 習 セ ン タ ー 所 長	枝 並 素 子
	教 育 総 務 課 長	渡 邊 剛	中 央 公 民 館 長	浅 間 直 美
	学 務 課 長	高 橋 光 久	中 央 図 書 館 長	吉 田 英 津 子
	施 設 課 長	高 橋 裕 幸	教 育 総 務 課 課 長 補 佐	佐 藤 夏 樹
	保 健 給 食 課 長	東 理 守	教 育 総 務 課 係 長	桑 原 勝 俊
	地 域 教 育 推 進 課 長	緒 方 猛	教 育 総 務 課 主 査	山 口 学
	学 校 人 事 課 長	池 田 浩		
	教 育 職 員 課 長	浅 間 孝 之		
総 合 教 育 セ ン タ ー 所 長	小 川 裕 一			
他部署 出席者(0名)				

開会	時刻	午後 3 時 30 分
	宣言者	教育長
付議事件 (1 件)	議案番号	件 名
	議案第 24 号	令和元年 12 月議会定例会の議案について
報告 (4 件)	成人式の開催について	
	令和元年度「地域学校協働活動」推進にかかる文部科学大臣表彰について	
	損害賠償請求調停事件について	
	令和 3 年度 新潟県公立高等学校入学者選抜学力検査等の実施期日について	
協議会 (1 件)	新潟市教育ビジョン第 4 期実施計画(案)について	

第1 開会宣言

○教育長

午後 3 時 30 分 開会を宣言する。

これより、11 月の教育委員会定例会を開催いたします。

本日、報道関係者より委員会を撮影及び録音したい旨の申し出がありますが、これを許可することに御異議ありませんでしょうか。よろしければ、許可することで決定します。

会議録署名委員の指名

○教育長

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。新潟市教育委員会会議規則第 11 条により、会議録署名委員に市嶋委員及び渡邊純子委員を指名します。

第2 付議事件

○教育長

次に日程第2 付議事件に入ります。

議案第24号 令和元年12月議会定例会の議案については、議会に公表前であることから、非公開としたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。よろしければ公開案件終了後に非公開案件として再開し審議します。

(異議なし)

第3 報告

○教育長

次に日程第3 報告案件に入ります。

はじめに、成人式の開催について、地域教育推進課から説明をお願いします。

○地域教育推進
課長

地域教育推進課でございます。

報告 1 ページをご覧ください。令和元年度の新潟市成人式の開催につきましてご報告いたします。日時は、令和2年1月12日(日曜日)、成人の日の前日でございます。13時30分にプレゼントイベント、14時から式典ということになります。会場も例年通りではございますが、朱鷺メッセの展示ホール(ウェブマーケット)でございます。今年度の新成人の対象者ですが、平成11年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた方約7,500名が対象になっております。来賓、主催者につきましては記載のとおりということで、新潟市、新潟市教育委員会、新潟市成人式実行委員会が共催でイベントの盛り上げようというところでございます。

広報関係につきましては、すでにホームページでのご案内、対象者へのご案内はがきの送付は終了しております。今後も報道、直前のご来場の皆様への広報を、「市報にいがた」を通じて進めていきたいと考えております。

○教育長

ただいまの説明にご質問等ございましたら、挙手をお願いします。ございませんでしょうか。

それでは、引き続き、令和元年度「地域学校協働活動」推進にかかる文部科学大臣表彰について説明をお願いします。

○地域教育推進

同じく、地域教育推進課からご説明を申し上げます。報告2ページ、3

課長

ページをお開きください。令和元年度「地域学校協働活動」推進にかかわる文部科学大臣表彰についてです。当市におきましては、地域と学校パートナーシップ事業として事業展開をしているものを中心に、例年、文部科学大臣表彰を頂戴しているところでございます。今年度は、パートナーシップ事業とふれあいスクールなどの取組みについて、例年2校の受賞でしたが、今年度は3校受賞ということで賞をいただいたと連絡を頂戴しております。

それでは、該当校につきまして、簡単にご説明したいと思います。1校目が新潟市立関屋小学校です。かねてから、たくさんのボランティアによる活動が進み、児童と地域住民との交流活動が非常に盛んであるという実績があります。また、「関屋の歴史」と題して、地域の皆様からいただいた情報を地域素材ということで有効に活用していただいております。また、その際には関屋地区公民館と社会教育施設との連携を十分に進めています。また、学校を学びの場にした学びの拠点づくりにも力を注いでいただきまして、地域の皆様との防犯講座や関屋の歴史講座等非常にたくさんの地域の住民の皆様のための講座も開設をいただいております。

2校目が南浜中学校です。南浜中学校では、地域の皆様とともに大学との連携もしっかりと行っておられ、特にここ数年では健康福祉、認知症サポーター養成講座、救命救急講習と福祉、体力の維持等の取組みを地域とともに中学生が進めているところです。中学生が主体となって活動するとともに、必要なところを地域住民の皆様にご説明を差し上げながら、ともに学ぶという活動を進めていらっしゃいます。また、新潟県固有の地域課題である新潟水俣病の学習、あるいは学びの拠点づくりということで、地域の皆様との短歌講座や書道教室なども実践しており、非常に地域と密着した取組みを長年続けていらっしゃいます。

3校目が西特別支援学校です。特別支援学校の当市の受賞は初めてになります。特別支援学校の特性を生かし、人とのかかわりを軸として、学校がある周辺の旧巻町の地域の皆様との連携を深くされています。特に、地元の商店街と連携して作品展を行ったり、地域の福祉サービスの中で体験活動をしたり、あるいは地域の祭の中に積極的にかかわりながら、一緒になって地域活性に取り組んでいると聞いております。

以上が3校の概要でございます。今後ですが、文部科学大臣表彰を令和元年12月2日に文部科学省で開催し、それぞれの学校が受賞にいらっしゃると聞いております。

○教育長

ただいまの説明にご質問等ございましたら、挙手をお願いします。

○田中委員

感想とお願いであります。平成23年度から、毎年、新潟市内の小中学校等が受賞してきているわけでありまして。各区、どの区からも受賞校が出ているということで、とても素晴らしいと思って見させていただきまし

た。

2020年度から新潟市ではコミュニティ・スクールが導入されているわけですが、そういった面で、地域と学校パートナーシップ事業というのはコミュニティ・スクールを進めていくうえでの非常に大事な基盤になっていくのだろうと思うわけであります。ぜひ、素晴らしい取組みをされている学校は受賞校以外にまだまだたくさんあると思いますので、これらを市内の学校にぜひ紹介しながら、また取組みを一層充実していただければと思っております。よろしくお祈りいたします。

○教育長

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、この案件については、以上とさせていただきます。

次に、損害賠償請求調停事件については、個人情報を含む案件であることから、まずは令和元年度新潟県公立高等学校入学者選抜学力検査等の実施期日については公表前であることから非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。それでは、公開案件終了後に非公開案件として報告します。

第4 次回日程

○教育長

続きまして、日程第4、次回日程について、教育総務課から願います。

○教育総務課長

次回の日程についてでございますが、若干、議案等の修正がございます。そちらも伴いますので、併せてお話をさせていただきます。

議案等の1ページ目といいますか、議事日程をご覧ください。こちらの第4次回日程ということで書いてありますけれども、12月の定例会につきましては12月20日(金)、午後3時30分となっておりますが、これを午後4時に修正をさせていただきたいと思っております。申し訳ございませんが訂正をよろしく願います。そして、1月定例会につきましては、令和2年1月15日(水)、午後2時30分となっております。こちらは、記載のとおりでございます。申し訳ありませんが訂正をよろしく願います。

第5 定例会一時閉会 第6協議会

○教育長

これで定例会を一旦閉会し、日程第6 協議会に移ります。新潟市教育ビジョン第4期実施計画(案)について、教育総務課から説明をお願いします。

○教育総務課長

教育総務課から、新潟市教育ビジョン第4期実施計画につきまして、パブリックコメント後の説明を先般させていただいたのですが、その後さらなる見直し等も行いましたので、そちらについて若干説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。資料は、新潟市教育ビジョン第4期実施計画案の日付けが令和元年11月21日と打ってある資料、事前にお配りさせていただきました資料をご覧ください。

まず、最初に4ページをご覧ください。こちらのページ、V基本計画と

なっているところです。今回新たに設定いたしました中心的な考え方というものがございますけれども、この位置づけについてでございますが、これを新たに基本計画の中に位置づけることといたしまして、こちらの図のところ、これからの社会をたくましく生き抜く力の育成といった中心的な考え方を、V基本計画の中に取り込む形で考え方を位置づけさせていただきたいところでございます。したがって、次のページの5ページ以降のところの視点1以降のところには、若干これは修正が入っておりますけれども、中心的な考え方については基本計画の中に位置づけをするということでございます。

今めくっていただきました5ページのところ、これは次の変更の話になります。この上の図ですが、こちら前は円筒が並んでいたような形の図だったかと思っておりますけれども、こちらを修正させていただきまして、このような形にさせていただきました。学びの基盤を固める二つの視点というところを本当に基盤といたしまして、視点1、2、3の三つの視点が中心的な考え方に向かって取り組む視点であるというようなことを明確に記載したという形にさせていただいたところです。

次の修正点です。6ページをご覧ください。ここでは、支持的風土の醸成についての話です。これまで、支持的風土の醸成につきましては学力向上につながる施策の一つということで考えていたところですが、これを共生社会の実現をはじめとしまして、学校教育全般にわたるものだという捉えをすることにいたしまして、視点1のところ、位置づけることにしました。それに伴いまして、この視点1の記述の最後6ページ一番上のほうの「このような取組みは」という段落がありますが、こちらに支持的風土の醸成についての記述を入れさせていただいたということでございます。それが変更点でございます。

もう一つの変更点としまして、8ページをご覧ください。基本施策という施策のところでございます。この中で、2-5の健康づくり・食育の推進と11-2の市民の多様な学習に応じた学習環境の整備につきましてですが、これらはだれもが安心して学べる環境づくりを目指すという視点4の重点施策ということで位置づけることにいたしました。前は学習、学びに向かうための基礎的な環境づくりということだという理解でございます。そのようなことで、こちらに変更いたしました。

変更点は以上でございますけれども、16ページ以降のところをご覧ください。ここがパブリックコメントのときにはなかったということで、そこに付け足す形で具体的な計画の内容ということになりますが、各施策に位置づく事業と指標を今回初めてこちらに示させていただいたということでございます。こちらにつきましては、パブリックコメントでの意見ですとか、あるいは校園長のアンケートなどでもいただいたご意見など、あるいは教育委員会内で検討した内容などについて、そういうことに基づいて記載したものですけれども、実はまだなお内容について精査、調整するべ

きどころがいくつかありますので、その点については今後また調整をさせていただきます。最終案、成案に向けて作成作業を進めていきたいと考えております。

今日お配りしました追加資料でございますけれども、2枚追加資料をお配りさせていただきました。一つ目は、第3期実施計画と第4期実施計画の事業についての企画資料です。今日お配りしました資料ですけれども、1枚目は3期と4期の違いということになります。新規事業と拡充、位置づけ変更、整理統合したもの、三つ目としては今回の第4期の実施計画には位置づけなかった事業ということで整理をさせていただきます。

これによりまして見ていただきますと、例えば新規事業につきましては部活指導員から挙がっておりますけれども、この第3期のときにはまだなかったような考え方も取り込んでおります。逆に、第3期にはあったのですが、第4期に位置づけなかった、3の例えば一番下の、これは権限委譲が終わったということで落としたとも言えるところですが、県費負担教職員の権限委譲の準備といった事業などは今回位置づけはしなかった、落としたというようなことでございます。このようなことで、前回と今回の違いはこれでもって比較いただければと思います。

そして、もう一つの資料です。お配りしたのですが、これは19ページの差し替え資料となります。あらかじめお渡ししたものについては、キャリア教育に関するところの説明が違っていたものですから、それについて差し替えということでお願いいたします。

また、先日教育ビジョンの推進委員会が開催されました。民間の委員も含めた推進委員会ですけれども、またその中で事業や指標についてさまざまな意見を頂戴したところです。そこでは、新潟市として何を指すのかがもっと分かるような指標を設定せよといったご意見ですとか、事業の実施した、しないといったような指標ではなくて、事業の成果が分かるような指標にすべしといったような意見も頂戴しました。そういったことも併せて、これから、また事業と指標について、今日お渡ししたものからまたさらにそこは見直しを図って、よりよいものにしていきたいと思っておりますので、また、この作業をこれから進めていきたいと思っております。

○教育長

ただいまの説明にご意見、ご質問等ございましたら挙手をお願いします。

○田中委員

先ほど、課長のお話の中にありました支持的風土について、これまで施策の中の、確かな学力の向上の(2)に入っていたわけですが、これが抜けているわけです。これは、確かな学力の向上だけでなく、すべてにかかわるということで施策から抜き、いわゆる指標としてはこれを考えないということでしょうか。

○教育総務課長

直接、支持的風土の醸成についての何かの指標ということには結びつかないかと思うのですが、全体の視点1の中でそれが行われて

いく、反映されていくべきというふうに考えます。

○田中委員 ということは、裏返せばすべてがそこにかかわってくるということでしょうか。

○教育総務課長 実は、視点1だけでなく、ほかのところにも確かにかかわるところは大きいのですが、今回、ビジョンを作る際の考え方の一つとして、再掲とかいくつかの要素にまたがっている場合は、どこがやはり代表的なところにそれを寄せるかといいますか。そういう考え方で作ったものから、ここでは支持的風土については視点1のところにも位置づけさせていくということでございます。

○田中委員 もう一つ確認させてください。先ほどの説明ですと、指標等については今後も検討していくと。

○教育総務課長 時間が大変ない中なのですが、早急にこれから見直し作業を行っていきたくと思っています。

○田中委員 ビジョンの委員の方の意見で、指標のあり方として、実施した、しないではなくて、成果が分かるように指標にすべきだろうということは私も大賛成であります。ざっと見ると、した、しないというような指標はやはりありますので、それではだめなのだろうと思いました。

 もう一つ、この指標を検討するというのでぜひお願いしたいのですが、現状というのが示されているのだけれども、現状の数値よりも低い指標が平成20年度、平成21年度というふうに出てくるものがいくつかあるのです。それは、どう考えていますか。

○教育総務課長 これについても、例えば年度によってよかったり、悪かったりというようなことがどうしても出てくるような指標もあるわけですが、こういうふうについては、例えばそれを過去5年間平均とかそういう形で平準化するような形の数字をとって、目標自体が悪くなるとかというようなことが極力ないような形の設定を考えていこうと思っています。ただ、どうしても指標の内容によっては、そのようなことになるものもあるかもしれませんが、それはそれできちんとどうしてそうなるのかということをきっちり説明できるような形で設定をさせていただこうと思っています。

○田中委員 現状のところ、書き方だと思うのです。例えば、平成30年度実績と書くのか、内容によって過去5年間の平均値というふうに書くのか。そこがしっかり分かれば、見る側が納得できるのです。そういう表記の仕方を工夫してほしいと思います。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかにかがでしょうか。

○佐藤委員 指標のところ、これからさらに検討するというところの中で意味の確認ですけれども、20ページのところの指標が現状は年度末に確定して、翌年以降は前年度を上回って、今書かれているのです。21ページは、現状は指標があつて、前年度の実績を踏まえて毎年度設定と書いてあります。それで、これはこのままいくのか、検討する中でどういうふう展開する可能性があるのか、意味合いが微妙に違うので、確認だけしておき

- たいです。
- 教育総務課長 そもそもが、指標自体も見直しをする可能性もあります。違う、指標に差し替える可能性もありますので、そこはまた今一度検討させていただいてから、そういうふうを考えます。
- 佐藤委員 21 ページは、多分このまま現状を踏まえて、1年間やった中で今年の経過の数値を踏まえて毎年決めていくという意味ですか。
- 教育総務課長 そうです。
- 佐藤委員 20 ページは、数値的に出てくる可能性が高いですか。
- 教育総務課長 現状がまず年度末に確定しますので。
- 佐藤委員 その数字を踏まえて全部数値を入れるのか、やはり、こういうふうになるのか。
- 教育総務課長 そこは、一番最初の段階では多分記載できないのかと思うのですけれども、今度、毎年の評価のところではそこは数字としては出てくると思います。
- 佐藤委員 分かりました。ご検討ください。
- 教育総務課長 本当は全面的に一つ一つ今一度見直していただきたいというようなことで、指示を近々お願いする予定でおりますので。
- 佐藤委員 時間がなくてお忙しいと思いますが、よろしくお願いします。
- 教育長 ほかにいかがでしょうか。
- 市嶋委員 私も指標のところ、いくつか。5年の計画ということですが、ずっと現状ももうすでに、これからの計画のゴールにすでに達している項目がかなりあって、早めにそういった取組みをされた結果だと思えるのですけれども、これだけを見ると現状維持のまま4年間いくのだというふうに見えるのですが、そのあたりはもうこのままでよしということでしょうか。
- 教育総務課長 そこは指標によると思うのです。ある程度達成されているものについて、それを維持していくということも重要なことであるものもあると思いますし、やはりそうでない、これからどんどんそこは改善していかなければいけないというものもあるかと思っておりますので、そこはどうしても指標によってその辺はばらばらにはなるのかとは思っています。
- 教育長 具体的にここということであれば。
- 市嶋委員 全体的にそうなのですから、すでに達成しているのであれば、もう少し細かいところで、その中でもこの部分についてはやはりただ事業を。例えば、30 ページとかでも公的な研修を受けられた先生の数というのがもうすでに1,100名に目標を達しているのであれば、さらにそこからこういったゴールをきちんと達成できた先生方の数とかというふうになるべく努力が数字で報われているような部分を少し作っていかないと逆に下がったときに下がったというふうにしかみえないのもったいないですし、少し頑張った結果というのがきちんと数字で報われて出てくるようにしていただいてもいいのかという感想です。

- 教育総務課長 こういうふうの実数を出すか、あるいは比率とかそういう数とかそういう出し方でやるのかとか、そういう表示の仕方、表現の仕方によって、また変わってくると思うのです。その辺も含めて検討させていただきたいと思います。
- 教育長 ほかにいかがでしょうか。
- 田中委員 38 ページになります。真ん中のコミュニティ・スクールの推進事業です。2020 年度、2021 年度 70 パーセント実現に向けた方策に共感している保護者・地域の割合とあるのですが、ここはモデル校への調査というかということでしょうか。
- 教育総務課長 そうです。
- 田中委員 そして、2022 年度からは全校ですか。
- 教育総務課長 そうです。そういうことになります。
- 田中委員 分かりました。
- 教育長 ほかにご意見やご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。
- 佐藤委員 ぜひ、頑張って完走に向けて、頑張ってくださいたいです。スケジュール感としては、もう数か月しかないです。そういう中で、指標を検討した結果を我々は事前に見ることができるのでしょうか。
- 教育総務課長 また、定例会で機会を作らせていただきたいと思います。
- 佐藤委員 このままだと厳しいかもしれません。よろしくお願いします。
- 教育長 ほかにございますでしょうか。
- 渡邊(純)委員 感想です。訂正したところで、5 ページのところの表のところですが、円柱だったところは分かりにくいということがあったので、私もそこがすごく気になっていたのですけれども、整備されていて、視点1, 2, 3 というところではっきり分かりやすくなっていてよかったですと思いました。
- 教育長 ほかにございますでしょうか。
- 渡邊(節)委員 質問です。23 ページの(4)体力づくりの推進の事業3の指標ですけれども、部活動のエキスパートを派遣という。これは増やしていったほうがいいのかという目標なのでしょうか。意味が分からなくて。現状は50 人いると。それが、規模を減らしていったほうがいいのかということですか。
- 学校支援課長 今、部活にはエキスパート・サポーターと部活指導員ということでつけられたのですが、顧問の代わりにできる部活指導員を増やしていきたいということで、その一方でエキスパート・サポーターも部活指導員がいなくて埋めていく感じになっていくので、減らしていくというよりも、事業3と事業4を併せて見ていくということ考えております。
- 渡邊(節)委員 ありがとうございます。
- 山倉委員 25 ページの事業3、青少年の居場所づくり事業ですが、今は現状19 となっていて、あと豊栄公民館移転のため18 に減っていますよね。今現在から増やすということはせず、ただ現状維持なのでしょうか。私としては、もう少し地域ごとにあるといいと思っているので、だんだんと地域ごとに増やせるところは増やしていただきたいと思っております。

- 中央公民館長 今、現状 19 というのは、施設の関係上、開設できる最大限のところを、指標としては一番高いところを設定させていただいております。豊栄地区公民館が移転し区役所と複合化すると、居場所を設定することができない建物の作りになっていることから、18 とさせていただきました。
- 山倉委員 それでは、今のまま維持で増やすということは全く考えていないということになりますか。
- 中央公民館長 公民館の数からいまして、今の 19、そして 2021 年からの 18 というのは最大だと考えています。
- 市嶋委員 今ほどの意見も思うのですけれども、この現状維持がこのまま書いてあって、これは計画なのですか。計画というからにはきちんとステップアップしていくようなことが書いていないと。現状維持もすごく大変なのではないけれども、かなと思いました。
- 教育総務課長 現状維持の部分維持していくということがどうしても必要である。そういった社会的には要請もあるということで取り組んでいく必要があるということであれば、それはそれで載せさせていただくということになるかと思うのです。すべて新たに進めていく、新規拡充していくものばかりではないということにはなるかと思うのです。
- 田中委員 例えば、今の 25 ページのは豊栄公民館が移転するので施設の数は 18 公民館という感じですか。
- 中央公民館長 開設している場所の数です。
- 田中委員 だから、これ以上増やすということは無理で、新しく公民館を作らない限り無理だということですよ。そう私は理解しているから、これはもうこれ以上どうしようもない。箱物を作れば別ですけども。
- 市嶋委員 そういのは計画というのですか。計画は計画。
- 田中委員 それは別問題で、箱物を新たに作らなければ、この数は増やせないとなれば、また全然別の発想で物事をとらえていかないといけないということですね。
- 佐藤委員 居場所づくりだけがここに盛り込まれるべきものなのですか。今、公民館に居場所を置くということであれば、田中委員がおっしゃるように、説明のとおり、もう増える可能性はないということなのですから、そういう場所をほかに創出するようなことをやはり考えていくことが必要なのかと。それがビジョンであり計画なのかと思うのです。現状はこうだという中で、今は例えば、もし私だったら計画に盛り込むとしたら現状はこういことだけれどもほかに創出の可能性を見いだすとか。それは指標にどういふふうに盛り込まれるかということは大変難しくなるのですけれども、というふうなことがプラスアルファでない、市嶋委員がいうところの計画なのですかというところの質問には十分な回答になっていないかと思うのです。これしかないというふうに決めないほうがいいと思います。
- 教育総務課長 実は、この事業3の 25 ページのところは、前の 24 ページの(6)の青少年健全育成の推進、この施策にかかわったここにぶら下がっている

事業のうちの一つということです。基本的には、(6)の施策を実現するための事業の一つということになるので、それらは事業をやっていくことによってこの施策が達成されるようにやっていきます、頑張りますということになりますので、そういう観点からまた事業の見直しも行っていくということに最後はなるかと思えます。

○佐藤委員

ここにも公民館などでと書いてあるので、公民館に限ってないという、この文章の意味合いですか。リセットしていただいて、広い視点で考えなければいけないなと思えます。

○小野沢委員

27 ページです。指標が上がっていくというものを期待している中で、国際交流推進事業のホストファミリーの満足度が現状 100 で、次から 90 が 2024 年までずっと続くという、たまたま消極的な数字はなぜでしょうか。

○教育長

この指標はかなり課題があるということで、今、検討委員会でもかなりご意見をいただいたということで、全部また洗い出して見直しをやっていくことのでございますので、皆さんから、もしこれが忘れられているとあれば、ここもおかしいのではというところがあればまた出していただきたいと思えます。

○上田委員

46 ページから 48 ページで、今、多忙化解消対策などと詰めていっているのですが、とてもこの5年間、月当たり平均時間外勤務時間が 45 時間以下教職員の割合が 2020 年度から 70 からあまり数字が変わっていないので、もう少し力を入れるなら、その辺も一緒に検討していいのかということと、あとその下の学校人事課のこういう採用、選考検査のところも出願者数ももう少し多く出願してほしいということであれば、目標数値を少し上げてもいいのではないかと思います。

○教育総務課長

これも数字の取り方といいますか。実数にするのかどちらか、また表現の仕方もあるのかもしれませんが、また全く違う指標の設定の仕方というのものもあるのかもしれませんが、それは検討させていただきます。

○教育長

ほかにございますでしょうか。それでは、指標についてだいたいご意見がございましたので、また見直ししたものを皆さんにご説明をという形ということでお願いしたいと思えます。よろしいでしょうか。

それでは、協議会につきましては以上で終了とし、定例会の非公開案件に入りますので、傍聴の方と報道の方はご退席をお願いします。

第7 協議会閉会・公開終了

○教育長

これより定例会の非公開案件を審議いたします。傍聴人・報道はご退席ください。

第8 定例会(非公開)付議事件

○教育長

これより定例会を再開し、付議事件に入ります。

議案第24号 令和元年度12月議会定例会の議案についてのうち、令和元年度新潟市一般会計補正予算案について、はじめに、教育総務課から説明をお願いします。

○教育総務課長 それでは、また教育総務課から説明させていただきます。資料は、付議の1ページをご覧ください。議案第24号の令和元年12月議会定例会の議案についてのうち、(1)令和元年度新潟市一般会計補正予算について、ご説明いたします。内容といたしましては、人件費補正となりまして、複数課にわたっており、また内容が重複いたしますので、私も教育総務課から一括で説明をさせていただきたいと思っております。

はじめに、新潟市人事委員会勧告に基づく給与改定の概要について説明いたします。今回の給与改定はこちらに記載の(1)月例給について、職員給与が民間給与を下回っていることから、この格差を解消するために一般俸給表については、大学初任給を1,500円、高卒初任給を2,000円引き上げ、30歳代半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定をしまして、平均で0.1パーセントの引き上げ改定をするというものでございます。

一般俸給表以外の俸給表についても、一般俸給表との均衡を基本に引き上げ改定を行うということになってございます。また、(2)の期末勤勉手当についても民間の支給割合を下回っていることから、0.05か月分引き上げまして、4.50月分とする改定を行うこととしております。

なお、市立高校と市立中等教育学校に勤務する県職員の高校籍の教員につきましては、新潟県の教育職員への措置内容に準じた取り扱いとなりまして、一般職員の改定内容とは異なるということになってございます。新潟県人事委員会勧告では、給料月額を平均0.08パーセント引き上げまして、期末勤勉手当につきましては現行の支給月数を据え置くこととなっているということになります。

次に、補正予算案についてご説明をいたします。付議2ページをご覧ください。表の下、教育委員会合計欄の補正計上額の欄でございますけれども、合計して今回は9,306万2,000円の増額補正となっております。内訳としましては、給与改定分が1億4,024万9,000円の増額、その他といたしまして職員の人事異動等にかかる調整でございますが、こちらは、4,718万7,000円の減額となっております。職員の人事異動等による調整分につきましては、教職員の今度末での募集退職者が見込みを下回ったことが主な要因となっております。それにつきましては、資料の表の上段ですが、1項教育総務費、2目事務局費のうち、学校人事課のその他の職員手当等と書いてあるところの欄でございますが、ここで三角マイナスの2億2,282万2,000円と記載されております。こちらになっております。10人分の退職手当減額ということになっております。

その他の内訳につきましては、資料の記載のとおりでございます。よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明にご意見やご質問はございましたら、挙手をお願いいたします。特にございませんでしょうか。それでは、次に施設課からご説明をお願いします。

○施設課長

施設課でございます。よろしく申し上げます。それでは、付議の3ページをご覧ください。明鏡高等学校へのエアコンの設置についてでございます。1、事業概要ですけれども、新潟市立高校等3校のうち、万代高校と高志中等教育学校には普通教室にPTAの設置したエアコンがありますけれども、明鏡高校は未設置であるということで、来年の夏までに同校の普通教室にエアコンを設置するものでございます。2、事業費等です。事業費として、4,980万円を予定しております。財源については記載のとおりでございます。最後に3、整備方針等です。まず、(1)整備の考え方としましては、生徒の健康保持と教育環境の確保のために現在整備を進めている。小中学校等と同等の能力を持った機器を設置いたします。(2)整備手法としましては、短期間での整備を進めるために設計・施行一括発注方式によって、普通教室を16教室に整備をしております。(3)エネルギー方式としましては、エアコン設置のライフサイクルコストということで、当初の設置工事費とその後の光熱費などを考慮いたしまして、表の下段のEHP電気式よりも上段のGHPガス式のほうがトータルで安くできるということで、明鏡高校につきましてはGHPガス式を採用いたします。最後に(4)整備スケジュールです。契約手続きに1か月、設計に1ヶ月、工事に3ヶ月の期間が見込まれることから、来年6月末の完了を目指して、12月議会、定例会の補正予算案に計上いたします。

なお、参考までに現在進めています小中学校等のエアコン整備の状況ですけれども、12月1日現在で整備対象159校園のうち57校園で完了しております。これは、教室ベースで見ますと、全教室数が2,448ございますけれども、そのうちの1,300教室に設置が完了している。設置率としては53パーセントという状況になっております。引き続き、来年1月末までの完了に向けまして、業者の皆様にご協力いただきながら整備を進めてまいります。

○教育長

ただいまの説明にご意見やご質問等ございましたら、挙手をお願いします。

○上田委員

先日は、大形小学校のウェルカム参観日に行き、今設置してある暖房器具が本当に潤滑に動いているか、皆さん本当にいい環境の中で学んでいると思ったのです。

一つ目についたのは、今まで使っていた温風機みたいな暖房器具がまだ置いてあったのですが、あれは今後併用して使われるのか、それとも回収されるのか。まだそれも予算の中に入っているのですか。

○施設課長

基本的には、今回はガス式と電気式の二つのやり方で設置をしたのですけれども、ガス式については新たにつけたエアコンで、今後は暖房についてもやっていただきたいということで連絡きています。電気式をつけたところについては、既存の暖房、ガス式、灯油式等のFF暖房機がついていますのでそちらでやっていただいたほうが光熱費が安くなるものですから、基本的には電気式については既存の暖房器具を使ってくだ

	さいということ、お願いしています。
○上田委員	ありがとうございます。
○佐藤委員	質問は完了していますか。
○施設課長	基本的には、今ある温風機等については使えるものはそのまま使っていただいて、使わなくなったら新たに設置したエアコンでやっていただくと。
○教育長	撤去するかどうかという。
○施設課長	使えなくなれば撤去をしていきます。
○上田委員	それは、今後撤去するのに予算がかかると思うのです。
○施設課長	それは、撤去せざるを得ないかと思っています。
○市嶋委員	計画はあるのですか。
○施設課長	撤去の計画ですか。それは、随時ということになるかと思います。
○佐藤委員	小中学校の設置のときに電気式とガス式のことで、結局いろいろあって延期になったという経緯があるではないですか。今回は、そこをきちんとクリアして、これを決めているのですか。補助金も含めて、やはりガスのほうがいいということになっているのですか。
○施設課長	明鏡高校については補助金がありませんので、単純にどちらが。
○佐藤委員	すみません。補助金ではなくて、電気の供給元を民間というか東北電力以外のところに設定したら電気代が安くなって、ランニングコスト、電気代のほうが実は安いということが分かったということで電気になった。その辺は調べたのですか。
○施設課長	基本的には新電力を。今、学校は160校くらいありますけれども、新電力を採用していますので、新電力の単価で。昨年ごたごたのあとですけれども、新電力の単価で比較をしたうえで、ある程度は半々くらいに分かれてきたのですけれども、今回も当然また今年の新電力の単価が変わっていますので、それを加味したうえで比較をするとどちらか安いかわかる状況です。
○教育長	ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。 次に、新潟市教育職員給与条例の一部改正について、教育職員課から説明をお願いします。
○教育職員課長	教育職員課でございます。よろしく申し上げます。それでは、付議4ページをお開きください。続きまして、新潟市教育職員給与条例の一部改正について、ご説明いたします。この度の改正は、先ほどの人件費補正に関連しますが、今年度の新潟市人事委員会の給与勧告に基づき所要の改正を行うものでございます。今回の改正点は2点ございまして、1点目は俸給表の引き上げで、2点目は住居手当の改定に伴う経過措置を新設するというものです。 それでは、内容をもう少し詳しくご説明いたします。下段の表をご覧ください。今年度の人事委員会勧告の内容と条例改正との関連を、複雑なので表で整理いたしました。はじめに俸給表についてです。民間企業

との均衡を図るため、今年度は引き上げの勧告となりましたので、本市採用の高校教員などに適用されます教育職俸給表1というものと、小中学校教員などに適用される教育職俸給表2を引き上げます。具体的には、民間との格差がある若手職員、初任給をはじめ概ね30歳半ばまでの職員の給与を引き上げまして、その他は据え置きます。平均改定率は0.1パーセントでございます。

続きまして、勤勉手当です。いわゆるボーナスの一つであります勤勉手当もこの度、勧告により年間で0.05月引き上げます。これによりまして、期末手当と併せた年間ボーナスは年間で4.5月分となります。なお、勤勉手当は本条例で一般職員に適用されています新潟市給与条例第23条を準用するという規定になっていますので、条例改正手続き自体は、今回は不要となっております。

次に住宅手当です。これも国家公務員に準じた内容にするように今回勧告があったもので、支給対象とする家賃額をより高額な価格帯に移行し、併せて支給額の上限を引き上げるものでございます。具体的には、次の5ページをご覧ください。改正内容がイメージしやすいように家賃ごとの手当額の新旧を表にいたしました。一番左の列が家賃額、それに対応する手当額はR1が改正前、R2またはR3の列が改正後の額を示しております。例えば、上から4行目の1万5,000円の家賃額の欄をご覧ください。手当額は改正前の3,000円が、改正後は支給なしとなりますが、減額幅が大きいので、経過措置をR2年に設けるという見方になります。このように、住宅手当は制度改正により、高額な家賃負担の職員の手当は増額となる一方、低額な家賃負担の職員の手当額は減額となるため、減額幅が月2,000円を超える職員には経過措置を設け、2か年かけ段階的に減額するという内容となっております。

4ページに戻っていただきまして、住宅手当は先ほど説明いたしました勤勉手当の場合と同様に本条例で、新潟市給与条例第14条の4を準用するという規定になっていますので、支給額自体の改定は条例改正の手続きは不要でございますが、今ほど言った段階的に引き下げる経過措置の部分については、準用先の14条の4というところではなくて附則という別の部分に規定されたもので準用がきかないものですから、本条例でも同様の経過措置を別途新設するというところでございます。

最後に施行日です。俸給表の改正は公布の日といたしますが、勧告自体が本年4月の民間企業との均衡を図るという趣旨でございますので、俸給表の引き上げは、本年4月1日に遡って実施をいたします。一方、住宅手当の改定に伴う経過措置は、令和2年4月1日を施行日といたします。

なお、付議6ページ以降には、議会停止の議案と新旧対照表を掲載しておりますが、説明は割愛させていただきます。よろしくお願ひします。

○教育長 ただいまの説明にご意やご質問等ございましたら、挙手をお願いします。ございませんでしょうか。それでは、議案第 24 号については議案の表であるとの意見で承認してよろしいでしょうか。では、そのように決定いたします。

第9 定例会(非公開)報告

○教育長 次に、報告案件に入ります。
はじめに、損害賠償請求調停事件について、学校支援課から説明をお願いします。

損害賠償請求調停事件について報告

○教育長 次に、令和3年度 新潟県公立高等学校入学者選抜学力検査等の実施期日について、学校支援課から説明をお願いします。

令和3年度 新潟県公立高等学校入学者選抜学力検査等の実施期日について報告

第9 定例会閉会

○教育長 以上で、定例会を閉会いたします。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

市嶋洋行

署名委員

渡邊純子

